

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成30年8月18日 10時51分ごろ
発生場所	滋賀県大津市和邇 ^{わに} 浜水泳場北方沖（琵琶湖西部） 今宿 ^{いまじゆく} 四等三角点から真方位350°480m付近 （概位 北緯35°09.6′ 東経135°56.1′）
事故の概要	プレジャーボートセーリングスポットワニ ^{エイエス} AS21 15号艇は、航行を始めてウェイクボーダーのけん引が開始された直後、ウェイクボーダーが、後方に着水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート セーリングスポットワニ AS21 15号艇、1.6トン 253-32183滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 ウェイクボーダー
負傷者	重傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人等4人を乗せ、和邇浜水泳場北方沖において、船尾方に小型船舶用救命胴衣を着用したウェイクボーダーをけん引してウェイクボードの練習を行っていた。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーが立ち上がることができず、滑走を行うまでに至らないので、同乗者の1人に立ち上がり方の要領等を伝える補助者としてウェイクボーダーのそばに付かせ、3回程度けん引を行ったところ、ウェイクボーダーに立ち上がることができる様子が見えたので、補助者を本船に戻した。</p> <p>本船は、ウェイクボーダーのけん引を引き続き行い、約8回目のけん引が開始された直後、ウェイクボーダーが立ち上がる途中でトイニングロープの持ち手を放して後方に着水し、左足の股関節脱臼を負った。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーが本事故当日に初めてウェイクボードを行うことを知り、本事故発生前、陸上及び本船において、立ち上がり方等の指導及び練習を行った。</p> <p>ウェイクボーダーは、本事故発生までに一度も立ち上がることができず、毎回、けん引が開始され、自らの感覚で立つことができないと</p>

	<p>感じたときにトーイングロープの持ち手から手を放して後方に着水していたが、本事故発生時に負傷した理由が分からなかった。</p> <p>ウェイクボーダーは、着水する前には長い時間けん引されていたわけではないので、手、腕、足等に疲れを感じていなかった。</p>
分析	<p>本船は、和邇浜水泳場北方沖において、航行を始めてウェイクボーダーのけん引が開始された直後、ウェイクボーダーが、立てないと判断してトーイングロープの持ち手から手を放し、後方に着水して左足を負傷したものと考えられるが、負傷するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、和邇浜水泳場北方沖において、航行を始めてウェイクボーダーのけん引が開始された直後、ウェイクボーダーが後方に着水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェイクボーダーは、自らの技量が十分でないと感じたときは、ウェイクボードを継続せず、再度、立ち上がり方や転倒の仕方等の指導を受けること。 ・ 船長は、ウェイクボーダーが自らの力で確実に立てるようになるまで補助者を付けて指導を行うことが望ましい。